

規 定

森林計画学会誌編集委員会規定

第1条（設定）

森林計画学会会則第7条第3項に基づき編集委員会（以下委員会と呼ぶ）規定を以下のように定める。

第2条（任務）

第1項 委員会は和文誌と英文誌の編集および学会活動記録に関わる以下の事項を処理する。

1. 原稿が投稿規定および執筆要領に準拠していることを確認すること。
2. 査読者（2名以上）を決定し、審査を依頼すること。査読者の氏名は公表しない。
3. 審査の結果を審議し、会誌への掲載の可否を決定すること。

4. 学会活動の記録や会誌の編集・印刷に関わる必要事項。

第2項 審査の結果、原稿の会誌への掲載が認められない場合、編集委員長は掲載不可となった理由書を添えて投稿者に連絡しなければならない。

第3条（投稿規定および執筆要領）

投稿規定および執筆要領については別に定める。

付則：平成 3年 4月 1日制定
平成 6年 4月 6日一部改定
平成 8年 4月 4日一部改定
平成15年 9月16日一部改定
平成18年 2月 2日一部改定
平成24年10月15日一部改定